

会員の皆様へ

令和元年 9 月

結城信用金庫

定款の一部変更に関するお知らせ

平成30年8月16日に信用金庫法施行規則が改正され、金庫の地区内に転居することが確実と見込まれる方は会員の資格を有することとされました。

この改正を受けて、当金庫では令和元年6月27日開催の総代会の決議を得て、令和元年8月1日付で定款の一部変更を行いましたのでお知らせいたします。

定款の変更により、下記に該当する方が会員の資格を有することとなります。

記

- (1) この金庫の地区内に住所または居所を有する者
- (2) この金庫の地区内に事業所を有する者
- (3) この金庫の地区内において勤労に従事する者
- (4) この金庫の地区内に事業所を有する者の役員
- (5) この金庫の地区内に転居することが確実と見込まれる者
(信用金庫法施行規則で定める売買契約又は請負契約を締結した者に限る。)
- (6) この金庫の役員

以上